

＝尼崎市職員労働組合との交渉状況＝

# 論 矣

令和7年度第5号  
通算第615号  
令和8年(2026年)1月15日

尼崎市総務局  
人事管理部給与課

## — 期末・勤勉手当及び令和7年度給与改定等について —

### ◎日時・場所

令和7年(2025年)11月11日(火) 午後3時30分～午後5時

(すこやかプラザ 多目的ホールC)

### ◎今回の交渉の主な目的

令和7年(2025年)10月31日に提出された2025年末一時金に関する要求書等に対する回答について、修正回答を行うとともに、前回に引き続き協議を行った。

### ◎組合への提案・回答

(修正メモ) 令和7年10月31日付け「2025年度賃金・労働条件に関する要求ならび [別紙1](#)  
にその他の要求書」に対する回答について

(修正メモ) 会計年度任用職員の報酬改定について [別紙2](#)

(修正メモ) 通勤手当の見直しについて [別紙3](#)

### ◎具体的な交渉内容

#### 1 令和7年度給与改定等について

##### 協議の要旨

前回の交渉に引き続き、令和7年度給与改定等について具体的な協議を行った。

| 組合の主張  | 当局の回答   |
|--|---|
| <b>非常勤事務補助員の報酬について</b><br>前回の交渉内容を踏まえて、修正回答があったことは評価したい。経験年数11年目を上限とする理由は。 | 前回の交渉においても言及したとおり、非常勤行政事務員の報酬設定に用いる号給を考慮すると11年目が上限であり、この年数以上の引上げは現時点で難しい。 |

|  |             |
|--|-------------|
| 非常勤行政事務員の報酬とのバランスを考慮すると、今回の引上げが最大限であることは理解した。ただ、これ以上の見直しは一切行わない考え方ではなく、給与制度全体や情勢等が大きく変化した場合には、見直しを検討してもらいたい。 | 意見として聞いておく。 |
|--|-------------|

**課題解決への方向性**

当局は、回答期限である 11 月 17 日までに一定の判断を行うよう伝えた。

## 2 令和 7 年度賃金・労働条件に関する要求ならびにその他の要求書について

**協議の要旨**

前回の交渉に引き続き、令和 7 年度賃金・労働条件に関する要求ならびにその他の要求書に対する回答について、具体的な協議を行った。

| 組合の主張   | 当局の回答  |
|---|--|
| <p><b>チーフ保育士等の処遇改善について</b></p> <p>前回の交渉を踏まえた修正回答が示されているが、副所長等のポストを創設することは難しいのか。</p> | <p>保育所長を係長級の 4 級に格付けしている点を踏まえると、その職責と同等級に昇格させることは難しい。</p>  |
| <p>そうした対応が難しいということであれば、どのような処遇改善を検討していくのか。期末勤勉手当の役職者加算が一つの方法だと考えるが。</p>             | <p>組合が言う役職者加算も一つの方法であると考え。どういった処遇改善を行うべきかについては、その職責の重さ等の観点を踏まえつつ、原局と検討していきたい。</p>  |
| <p>チーフ保育士以外においても、組合が要求している資格職について、担い手の確保やモチベーション向上の観点を踏まえ、手当の上乗せすることはできないのか。</p>    | <p>これまで建築主事や電気主任技術者に対して役職者加算の上乗せといった措置を行ってきたが、この両職種は職員からの選出が義務付けられている等、他の資格職とは性質が異なることに鑑みたものである。他の資格職にその上乗せを広げること否定するものではないが、現時点ではそのような考え方はない。</p> |
| <p>必置資格に対しては、全て措置するといった対応はできないのか。</p>   | <p>研修を受講すれば取得できる資格もあり、全ての資格職に措置することは考えていない。他の資格の必要性等については、まずは各職場の実態を把握している支部での協議がなじむものとする。</p>   |
| <p><b>特殊勤務手当について</b></p> <p>他市において支給実績がある一類感染症等の対応業務について、特殊勤務手当を支給する考えはないのか。</p>    | <p>必要に応じて協議していく考えではあるが、現時点では支給する考えはない。</p>   |

|   |  |
|---|--|
| <p>感染症に発症する恐れもある中で、新型コロナウイルス感染症のときと同様に最前線に対応している職員もいる。そのような職員の頑張りに報いるような見直しを行ってほしい。</p>                               | <p>意見として聞いておく。</p>   |
| <p><b>リフレッシュ休暇の拡充について</b></p> <p>リフレッシュ休暇の見直しについての修正回答が示されているが、前向きに検討していくという認識でよいか。</p>                               | <p>その認識で差し支えない。見直しに当たっては、今後、尼崎市特定事業主行動計画推進委員会で協議していきたい。</p>  |
| <p>その見直しに合わせてライフプラン研修の在り方を検討していくとのことだが、その具体的な内容は。</p>   | <p>リフレッシュ休暇を拡充する場合、例えば、勤続年数が30年目や40年目といった職員に対して付与することが考えられるが、それらの年齢層にはライフプラン研修という制度が既に設けられている。ライフプラン研修の利用率が低いこともあり、当該制度を継続していくかも含めて検討していきたい。</p> |
| <p><b>熱中症対策等について</b></p> <p>労働安全衛生規則の改正によって事業主に義務化された熱中症対策について、当局の回答は啓発に特化したものであり、具体的な方策が示されていない。この点については、どう考えるか。</p> | <p>各部局に対して周知を行っていく考えであるが、具体的な実施内容は各所属で対応していくべきと考える。</p>  |
| <p>そういった考え方であれば、予算上の取扱いを義務的経費として整理する等、具体策を各所属が実施しやすいような方向性も合わせて検討していくべきでないか。</p>                                      | <p>具体策の実施に向けて、こういった役割で担っていくかも含めて検討していきたい。</p>  |
| <p>今年度から空調服が貸与されているが、必要な職員に対しては全て貸与できているのか。</p>   | <p>市長事務部局においては、必要とする全ての職員に対して空調服等の貸与を行ったものと認識している。</p>   |
| <p>各所属での具体策が難しいということであれば、他市で導入事例がある夏季作業手当の支給を検討してほしい。</p>   | <p>そういった方法も含めて検討していきたい考えである。</p>   |
| <p><b>定年引上げについて</b></p> <p>定年が引き上げられたことに伴い、今後は55歳以後10年間昇給しないこととなる。昇給停止の年齢引上げ等の対応はできないのか。</p>                          | <p>定年引上げも含めて、国に準拠した制度設計としており、本市独自の対応は難しいものと考ええる。</p>   |

|   |   |
|---|---|
| 60歳以後に給与が7割措置となる等、現制度ではシニア職員のモチベーションは低下するばかりである。この点について、当局はどのように認識しているのか。 | 当局としても、シニア職員のモチベーションをどのように維持していくかは課題と認識しており、働きがいや人材育成の観点も含めて検討していきたい。 |
| <b>窓口開庁時間の短縮について</b><br>当初は試行期間を経た翌年8月からの実施で聞いていたが、1月からの実施となった理由は。        | 各部局との調整の中で翌年1月からの開始を決定したものである。  |
| 開庁時間の短縮後は苦情も一定想定される場所であるが、窓口担当者が対応するということか。                               | その認識である。現場で生じる課題については各所属で対応し、全庁的な仕組み等により解決すべき課題は総務局で対応する考えである。        |
| マイナンバーカードの窓口開庁時間は短縮されるのか。   | マイナンバーカードの窓口については、翌年1月以降もこれまでと同様の開庁時間である。                             |
| 市ホームページにおける生成AIの導入等の業務改善も合わせて進めてもらいたい。                                    | 生成AIについては、業務の在り方等を抜本的に見直すことを含めて、導入に向けて動いているところである。                    |

**課題解決への方向性**

引き続き協議していくこととした。

**3 その他**

| 組合の主張  | 当局の回答  |
|--|--|
| <b>児童相談所の勤務条件について</b><br>前回の交渉において提案された児童相談所の勤務条件について諾否期限が迫っているが、支部協議では人員確保に未だ課題があると聞いている。現時点で定数に対してどれくらいの人員が確保できる見込みなのか。    | 翌年の採用者数を含めると、定数の9割以上配置できる見込みであり、人員確保に関しては概ね目途が立ったものと認識している。  |
| 組合としては定数を上回る人員が確保できないのであれば、前回提示された変則勤務職場等の勤務条件は諾できない。人員体制の確保も含めて継続的に協議していくことでよいか。  | 前回提案した内容のうち、夜間業務特殊手当は12月定例会での条例改正を予定しているため、諾否期限までに別途判断してほしい。 |
| <b>選挙業務特殊勤務手当について</b><br>選挙業務に関する特殊勤務手当について、引上げの条例改正がなされたと思うが、地域手当の引下げを含めると結果的にこれまでより少ない支給額となる。現下の賃上げ基調を踏まえると、到底納得できるものではない。 | 意見として聞いておくが、国が示す基準額に準じているため、独自の取扱いは難しいことをご理解いただきたい。          |

**課題解決への方向性**

引き続き協議していくこととした。

以 上  
(給与課)



令和7年10月31日付け「2025年度賃金・労働条件に関する要求ならびにその他の要求書」に対する回答について（メモ）

R7.11.11

令和7年11月6日付け「令和7年10月31日付け「2025年度賃金・労働条件に関する要求書」に対する回答について」における「4 昇格の改善について」の「(3) 2010年度合意事項である昇任昇格制度について解決を図ること」の①、「10 会計年度任用職員制度の改善について」の「(3) 経験年数に応じた職務給の拡大を図ること。」及び「12 休暇・休職制度について」の(1)～(8)の回答について、次のとおり修正する。

| 組 合 要 求   | 回 答   |
|---|---|
| <p>4 昇格の改善について</p> <p>(3) 2010年度合意事項である昇任昇格制度について解決を図ること。</p> <p>① 保育職場においてチーフ制たる職責付与に対し、直ちに副所長制度を創設し、ポスト化すること。</p>   | <p>(3)</p> <p>① 4級昇格の在り方については、これまでの協議を踏まえ、各職場に応じた「適正な4級ポストの管理」を行っており、その登用に当たっては、所属部局長からの内申に基づき、4級に求められる能力を総合的に評価した上で任用を行っている。</p> <p>保育職場におけるチーフ制については、職務職責を精査のうえ、処遇を含めた在り方を検討していく。</p> |
| <p>10 会計年度任用職員制度の改善について</p> <p>(3) 経験年数に応じた職務給の拡大を図ること。</p>   | <p>10</p> <p>(3) 令和7年11月11日付け「会計年度任用職員の報酬改定について（修正メモ）」のとおりとする。</p>  |
| <p>12 休暇・休職制度について</p> <p>(1) 年次有給休暇について</p> <p>現行1時間単位で取得できる休暇単位について、柔軟な子育て・介護への対応が可能な15分単位での取得を可能とすること。</p> <p>(2) 2007年に労使合意した年次有給休暇の積み立て制度を実現すること。</p> <p>(3) 夏季休暇について時間単位の取得も認めること。</p> <p>(4) リフレッシュ休暇取得対象の所属長ならびに所属に対し、取得しやすい職場環境整備と所属長に対し取得状況を把握報告させるよう義務付けること。また、取得状況も含めた検証協議を継続して行うこと。</p> <p>(5) 他市でも導入拡大の動きのあるリフレッシュ休暇を勤続40年でも創設すること。</p> <p>(6) ライフプラン研修休暇の取得手段を緩和すること。</p> <p>(7) 感染症（インフルエンザ含む）等における集団感染を防ぐ特別休暇を制度化すること。</p> <p>(8) 短期介護休暇における要件緩和を行うこと。</p> <p>介護予防、フレイルを目的とした取得要件を拡大すること。</p> | <p>12</p> <p>(1)～(8) 現行どおりとする。</p> <p>なお、年次休暇の取得単位の柔軟化については、令和8年度人事院勧告において示される予定であり、その措置内容を踏まえ検討していきたい。</p> <p>また、リフレッシュ休暇の見直しについて、ライフプラン研修制度の在り方と合わせて検討していく。</p>                       |

以 上  
(給与課)

| 組 合 要 求  | 回 答  |
|--|--|
| <p>4 昇格の改善について</p> <p>(3) 2010 年度合意事項である昇任昇格制度について解決を図ること。</p> <p>① 保育職場においてチーフ制たる職責付与に対し、直ちに副所長制度を創設し、ポスト化すること。</p>   | <p>4</p> <p>(3)</p> <p>① 4 級昇格の在り方については、これまでの協議を踏まえ、各職場に応じた「適正な 4 級ポストの管理」を行っており、その登用に当たっては、所属部局長からの内申に基づき、4 級に求められる能力を総合的に評価した上で任用を行っている。</p> <p>保育職場も含め、今後も明確に係長等の職責を有する職と位置付けることができる役職の配置等の必要性について引き続き検討していく。</p> |
| <p>10 会計年度任用職員制度の改善について</p> <p>(3) 経験年数に応じた職務給の拡大を図ること。</p>  | <p>10</p> <p>(3) 現行どおりとする。</p>   |
| <p>12 休暇・休職制度について</p> <p>(1) 年次有給休暇について</p> <p>現行 1 時間単位で取得できる休暇単位について、柔軟な子育て・介護への対応が可能な 15 分単位での取得を可能とすること。</p> <p>(2) 2007 年に労使合意した年次有給休暇の積み立て制度を実現すること。</p> <p>(3) 夏季休暇について時間単位の取得も認めること。</p> <p>(4) リフレッシュ休暇取得対象の所属長ならびに所属に対し、取得しやすい職場環境整備と所属長に対し取得状況を把握報告させるよう義務付けること。また、取得状況も含めた検証協議を継続して行うこと。</p> <p>(5) 他市でも導入拡大の動きのあるリフレッシュ休暇を勤続 40 年でも創設すること。</p> <p>(6) ライフプラン研修休暇の取得手段を緩和すること。</p> <p>(7) 感染症（インフルエンザ含む）等における集団感染を防ぐ特別休暇を制度化すること。</p> <p>(8) 短期介護休暇における要件緩和を行うこと。</p> <p>介護予防、フレイルを目的とした取得要件を拡大すること。</p> | <p>12</p> <p>(1)～(8) 現行どおりとする。</p> <p>なお、年次休暇の取得単位の柔軟化については、令和 8 年度人事院勧告において示される予定であり、その措置内容を踏まえ検討していきたい。</p>  |

会計年度任用職員の報酬改定について（メモ）

R7.11.11

令和7年11月6日付け「会計年度任用職員の報酬改定について（メモ）」の「1 改定内容」の「(2) 令和8年度」の「ア 非常勤事務補助員」について、次のとおり修正する。

1 改定内容

(2) 令和8年度

ア 非常勤事務補助員

非常勤事務補助員の報酬について、次の報酬月額イメージのとおり改定する。

| 採用時<br>年齢<br>(歳) | 本市非常勤事務補助員としての経験年数 | 右記以外の業務             |                      |            |            | じんかい収集業務            |                      |            |            |
|------------------|--------------------|---------------------|----------------------|------------|------------|---------------------|----------------------|------------|------------|
|                  |                    | R7改定<br>報酬月額<br>(円) | R8改定後<br>報酬月額<br>(円) | 改定額<br>(円) | 改定率<br>(%) | R7改定<br>報酬月額<br>(円) | R8改定後<br>報酬月額<br>(円) | 改定額<br>(円) | 改定率<br>(%) |
| 18.19.20         | → 1年目              | 193,040             | 191,270              | △ 1,770    | △ 0.92     | 224,870             | 222,800              | △ 2,070    | △ 0.92     |
| 21.22.23         | → 2年目              | 194,130             | 192,350              | △ 1,780    | △ 0.92     | 226,390             | 224,320              | △ 2,070    | △ 0.91     |
| 24以上             | → 3年目              | 195,220             | 193,430              | △ 1,790    | △ 0.92     | 227,810             | 225,720              | △ 2,090    | △ 0.92     |
|                  | 4年目                | 196,310             | 194,510              | △ 1,800    | △ 0.92     | 229,340             | 227,230              | △ 2,110    | △ 0.92     |
|                  | 5年目                | 197,510             | 195,700              | △ 1,810    | △ 0.92     | 230,750             | 228,640              | △ 2,110    | △ 0.91     |
|                  | 6年目                | 198,710             | 196,880              | △ 1,830    | △ 0.92     | 232,280             | 230,150              | △ 2,130    | △ 0.92     |
|                  | 7年目                | 199,800             | 197,960              | △ 1,840    | △ 0.92     | 233,700             | 231,550              | △ 2,150    | △ 0.92     |
|                  | 8年目                | 200,890             | 199,040              | △ 1,850    | △ 0.92     | 235,220             | 233,060              | △ 2,160    | △ 0.92     |
|                  | 9年目                | -                   | 200,770              | -          | -          | -                   | 234,470              | -          | -          |
|                  | 10年目               | -                   | 202,500              | -          | -          | -                   | 235,330              | -          | -          |
|                  | 11年目～              | -                   | 204,230              | -          | -          | -                   | 236,090              | -          | -          |

以上  
(給与課)

会計年度任用職員の報酬改定について（メモ）

R7.11.6

1 改定内容

(2) 令和8年度

ア 非常勤事務補助員

非常勤事務補助員の報酬について、次の報酬月額イメージのとおり改定する。

| 採用時<br>年齢<br>(歳) | 本市非常勤事<br>務補助員とし<br>ての経験年数 | 右記以外の業務             |                      |            |            | じんかい収集業務            |                      |            |            |        |
|------------------|----------------------------|---------------------|----------------------|------------|------------|---------------------|----------------------|------------|------------|--------|
|                  |                            | R7改定<br>報酬月額<br>(円) | R8改定後<br>報酬月額<br>(円) | 改定額<br>(円) | 改定率<br>(%) | R7改定<br>報酬月額<br>(円) | R8改定後<br>報酬月額<br>(円) | 改定額<br>(円) | 改定率<br>(%) |        |
| 18.19.20         | →                          | 193,040             | 191,270              | △ 1,770    | △ 0.92     | 224,870             | 222,800              | △ 2,070    | △ 0.92     |        |
| 21.22.23         | →                          | 194,130             | 192,350              | △ 1,780    | △ 0.92     | 226,390             | 224,320              | △ 2,070    | △ 0.91     |        |
| 24以上             | →                          | 3年目                 | 195,220              | 193,430    | △ 1,790    | △ 0.92              | 227,810              | 225,720    | △ 2,090    | △ 0.92 |
|                  |                            | 4年目                 | 196,310              | 194,510    | △ 1,800    | △ 0.92              | 229,340              | 227,230    | △ 2,110    | △ 0.92 |
|                  |                            | 5年目                 | 197,510              | 195,700    | △ 1,810    | △ 0.92              | 230,750              | 228,640    | △ 2,110    | △ 0.91 |
|                  |                            | 6年目                 | 198,710              | 196,880    | △ 1,830    | △ 0.92              | 232,280              | 230,150    | △ 2,130    | △ 0.92 |
|                  |                            | 7年目                 | 199,800              | 197,960    | △ 1,840    | △ 0.92              | 233,700              | 231,550    | △ 2,150    | △ 0.92 |
|                  |                            | 8年目～                | 200,890              | 199,040    | △ 1,850    | △ 0.92              | 235,220              | 233,060    | △ 2,160    | △ 0.92 |

## 通勤手当の見直しについて（メモ）

R7.11.11

令和7年11月6日付け「通勤手当の見直しについて（メモ）」の「2 内容」の「(2) 令和8年度実施のもの」の「ア 自動車等使用者に対する通勤手当」について、次のとおり修正する。

### 2 内容

#### (2) 令和8年度実施のもの

##### ア 自動車等使用者に対する通勤手当

自動車等使用者に対する通勤手当は、5kmごとの距離区分により手当額を定め、上限を「60km以上」としているところ、その上限を「100km以上」に改める。また、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新たに支給する。

ただし、詳細については今後国で定められる要件等を踏まえ決定する。

以 上  
(給与課)

通勤手当の見直しについて（メモ）

R7.11.6

1 趣旨

民間企業の支給状況を踏まえ、国において通勤手当の見直しが実施されることを受けて、国に準じた見直しを行うもの

2 内容

(1) 令和7年度実施のもの

ア 自動車等使用者に対する通勤手当

自動車等使用者に対する通勤手当の額を次のとおり引き上げる。

|     |         |         |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|     | 10-15km | 15-20km | 20-25km | 25-30km | 30-35km | 35-40km |
| 改正後 | 7,300円  | 10,400円 | 13,500円 | 16,600円 | 19,700円 | 22,800円 |
| 差 額 | 200円    | 400円    | 600円    | 800円    | 1,000円  | 1,200円  |
|     | 40-45km | 45-50km | 50-55km | 55-60km | 60km-   |         |
| 改正後 | 25,900円 | 29,100円 | 32,300円 | 35,500円 | 38,700円 |         |
| 差 額 | 1,500円  | 2,900円  | 4,300円  | 5,700円  | 7,100円  |         |

(2) 令和8年度実施のもの

ア 自動車等使用者に対する通勤手当

自動車等使用者に対する通勤手当は、5kmごとの距離区分により手当額を定め、上限を「60km以上」としているところ、その上限を「100km以上」に改める。また、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新たに支給する。

イ 月の途中で採用された職員等の通勤手当

職員に適時適切に手当を支給するため、月の途中で採用された職員等に対し、最初の月の通勤に要する費用を自己負担することがないように、採用日等から通勤手当を支給する。

※ (1)・(2)の見直しについて、会計年度任用職員を含む。

3 実施時期

2(1)：令和7年4月1日

2(2)のア：令和8年4月1日、2(2)のイ：令和8年10月1日

4 諾否期限

令和7年11月17日

以 上  
(給与課)

## ◎妥結事項

11月6日及び11日の2回にわたる交渉の結果を受け、11月17日に次の項目について妥結に至った。

### 1 期末・勤勉手当の支給 [支給日：令和7年12月10日]

|                          | 期末手当   | 勤勉手当   | 合計     |
|--------------------------|--------|--------|--------|
| 定年前職員                    | 1.250月 | 1.050月 | 2.300月 |
| 定年前再任用短時間勤務職員<br>暫定再任用職員 | 0.700月 | 0.500月 | 1.200月 |
| 会計年度任用職員                 | 1.250月 | 1.050月 | 2.300月 |

ただし、今後、令和7年人事院勧告で示された引上げに相当する条例改正を実施した時点で、上記に基づく支給額との差額を支給する。

<参考>

|                          | 期末手当   | 勤勉手当   | 合計     |
|--------------------------|--------|--------|--------|
| 定年前職員                    | 1.275月 | 1.075月 | 2.350月 |
| 定年前再任用短時間勤務職員<br>暫定再任用職員 | 0.725月 | 0.525月 | 1.250月 |
| 会計年度任用職員                 | 1.275月 | 1.075月 | 2.350月 |

### 2 常勤職員の給与改定 [令和7年4月1日適用]

#### (1) 給料表

行政職給料表について、令和7年11月6日付けメモのとおり改定する。

#### (2) 生活補給金基準額

給料表の改定に伴い、行政職給料表適用者の生活補給金に係る基準額について、次のとおり改定する。

#### ア 令和7年度適用分

| 年齢  | 現行       | 改定後      | 引上額    |
|-----|----------|----------|--------|
| 30歳 | 238,900円 | 248,400円 | 9,500円 |
| 31歳 | 243,000円 | 252,400円 | 9,400円 |
| 32歳 | 247,100円 | 256,500円 | 9,400円 |
| 33歳 | 251,500円 | 260,800円 | 9,300円 |
| 34歳 | 255,600円 | 264,700円 | 9,100円 |
| 35歳 | 259,900円 | 269,000円 | 9,100円 |
| 36歳 | 263,900円 | 272,900円 | 9,000円 |
| 37歳 | 268,800円 | 277,800円 | 9,000円 |
| 38歳 | 273,700円 | 282,600円 | 8,900円 |
| 39歳 | 277,700円 | 286,500円 | 8,800円 |

|             |          |          |        |
|-------------|----------|----------|--------|
| 40歳以上 55歳未満 | 282,000円 | 290,800円 | 8,800円 |
|-------------|----------|----------|--------|

イ 令和8年度適用分

| 年齢          | 現行       | 改定後      | 引上額      |
|-------------|----------|----------|----------|
| 30歳         | 248,400円 | 246,200円 | △ 2,200円 |
| 31歳         | 252,400円 | 250,100円 | △ 2,300円 |
| 32歳         | 256,500円 | 254,200円 | △ 2,300円 |
| 33歳         | 260,800円 | 258,400円 | △ 2,400円 |
| 34歳         | 264,700円 | 262,300円 | △ 2,400円 |
| 35歳         | 269,000円 | 266,500円 | △ 2,500円 |
| 36歳         | 272,900円 | 270,400円 | △ 2,500円 |
| 37歳         | 277,800円 | 275,300円 | △ 2,500円 |
| 38歳         | 282,600円 | 280,000円 | △ 2,600円 |
| 39歳         | 286,500円 | 283,900円 | △ 2,600円 |
| 40歳以上 55歳未満 | 290,800円 | 288,100円 | △ 2,700円 |

(3) 宿日直手当

宿日直手当について、国家公務員に準じて改定する。

3 会計年度任用職員の報酬改定 [令和7年4月1日適用。ただし、遡及改定に伴う差額支給の対象となる者は、令和7年12月1日に在職している者に限る。]

(1) 令和7年度

ア 非常勤事務補助員

| 採用時<br>年齢<br>(歳) | 本市非常勤事務補助員としての経験年数 | 右記以外の業務           |                    |            |            | じんかい収集業務          |                    |            |            |
|------------------|--------------------|-------------------|--------------------|------------|------------|-------------------|--------------------|------------|------------|
|                  |                    | 現行<br>報酬月額<br>(円) | 改定後<br>報酬月額<br>(円) | 改定額<br>(円) | 改定率<br>(%) | 現行<br>報酬月額<br>(円) | 改定後<br>報酬月額<br>(円) | 改定額<br>(円) | 改定率<br>(%) |
| 18.19.20         | → 1年目              | 180,940           | 193,040            | 12,100     | 6.69       | 212,330           | 224,870            | 12,540     | 5.91       |
| 21.22.23         | → 2年目              | 182,030           | 194,130            | 12,100     | 6.65       | 213,860           | 226,390            | 12,530     | 5.86       |
| 24以上             | → 3年目              | 183,120           | 195,220            | 12,100     | 6.61       | 215,280           | 227,810            | 12,530     | 5.82       |
|                  | 4年目                | 184,210           | 196,310            | 12,100     | 6.57       | 216,800           | 229,340            | 12,540     | 5.78       |
|                  | 5年目                | 185,410           | 197,510            | 12,100     | 6.53       | 218,220           | 230,750            | 12,530     | 5.74       |
|                  | 6年目                | 186,610           | 198,710            | 12,100     | 6.48       | 219,740           | 232,280            | 12,540     | 5.71       |
|                  | 7年目                | 187,700           | 199,800            | 12,100     | 6.45       | 221,270           | 233,700            | 12,430     | 5.62       |
|                  | 8年目～               | 188,680           | 200,890            | 12,210     | 6.47       | 222,690           | 235,220            | 12,530     | 5.63       |

イ 非常勤OB事務員

| 現行<br>報酬月額<br>(円) | 改定後<br>報酬月額<br>(円) | 改定額<br>(円) | 改定率<br>(%) |
|-------------------|--------------------|------------|------------|
| 165,190           | 175,880            | 10,690     | 6.47       |

(2) 令和8年度

ア 非常勤事務補助員

| 採用時<br>年齢<br>(歳) | 本市非常勤事<br>務補助員とし<br>ての経験年数 | 右記以外の業務     |             |         |        | じんかい収集業務    |             |         |        |
|------------------|----------------------------|-------------|-------------|---------|--------|-------------|-------------|---------|--------|
|                  |                            | R7改定        | R8改定後       | 改定額     | 改定率    | R7改定        | R8改定後       | 改定額     | 改定率    |
|                  |                            | 報酬月額<br>(円) | 報酬月額<br>(円) |         |        | 報酬月額<br>(円) | 報酬月額<br>(円) |         |        |
| 18.19.20 →       | 1年目                        | 193,040     | 191,270     | △ 1,770 | △ 0.92 | 224,870     | 222,800     | △ 2,070 | △ 0.92 |
| 21.22.23 →       | 2年目                        | 194,130     | 192,350     | △ 1,780 | △ 0.92 | 226,390     | 224,320     | △ 2,070 | △ 0.91 |
| 24以上 →           | 3年目                        | 195,220     | 193,430     | △ 1,790 | △ 0.92 | 227,810     | 225,720     | △ 2,090 | △ 0.92 |
|                  | 4年目                        | 196,310     | 194,510     | △ 1,800 | △ 0.92 | 229,340     | 227,230     | △ 2,110 | △ 0.92 |
|                  | 5年目                        | 197,510     | 195,700     | △ 1,810 | △ 0.92 | 230,750     | 228,640     | △ 2,110 | △ 0.91 |
|                  | 6年目                        | 198,710     | 196,880     | △ 1,830 | △ 0.92 | 232,280     | 230,150     | △ 2,130 | △ 0.92 |
|                  | 7年目                        | 199,800     | 197,960     | △ 1,840 | △ 0.92 | 233,700     | 231,550     | △ 2,150 | △ 0.92 |
|                  | 8年目                        | 200,890     | 199,040     | △ 1,850 | △ 0.92 | 235,220     | 233,060     | △ 2,160 | △ 0.92 |
|                  | 9年目                        | -           | 200,770     | -       | -      | -           | 234,470     | -       | -      |
|                  | 10年目                       | -           | 202,500     | -       | -      | -           | 235,330     | -       | -      |
|                  | 11年目～                      | -           | 204,230     | -       | -      | -           | 236,090     | -       | -      |

イ 非常勤OB事務員

| R7改定        | R8改定後       | 改定額     | 改定率    |
|-------------|-------------|---------|--------|
| 報酬月額<br>(円) | 報酬月額<br>(円) |         |        |
| 175,880     | 174,260     | △ 1,620 | △ 0.92 |

4 通勤手当の見直し [(1)：令和7年4月1日、(2)のア：令和8年4月1日、(2)のイ：令和8年10月1日実施]

(1) 令和7年度実施のもの

ア 自動車等使用者に対する通勤手当

自動車等使用者に対する通勤手当の額を次のとおり引き上げる。

|     |         |         |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|     | 10-15km | 15-20km | 20-25km | 25-30km | 30-35km | 35-40km |
| 改正後 | 7,300円  | 10,400円 | 13,500円 | 16,600円 | 19,700円 | 22,800円 |
| 差 額 | 200円    | 400円    | 600円    | 800円    | 1,000円  | 1,200円  |
|     | 40-45km | 45-50km | 50-55km | 55-60km | 60km-   |         |
| 改正後 | 25,900円 | 29,100円 | 32,300円 | 35,500円 | 38,700円 |         |
| 差 額 | 1,500円  | 2,900円  | 4,300円  | 5,700円  | 7,100円  |         |

(2) 令和8年度実施のもの

ア 自動車等使用者に対する通勤手当

自動車等使用者に対する通勤手当は、5kmごとの距離区分により手当額を定め、上限を「60km以上」としているところ、その上限を「100km以上」に改める。また、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新たに支給する。

ただし、詳細については今後国で定められる要件等を踏まえ決定する。

イ 月の途中で採用された職員等の通勤手当

職員に適時適切に手当を支給するため、月の途中で採用された職員等に対し、最初の月の通勤に要する費用を自己負担することがないように、採用日等から通勤手当を支給する。

※ (1)・(2)の見直しについて、会計年度任用職員を含む。

5 育児部分休暇制度の新設について [令和8年4月1日実施]

小学校就学の始期に達する日から中学校就学の終期に達する日までの間にある子を養育

する職員に対して、1日を通じて2時間を超えない範囲で30分を単位として取得できる休暇を新たに設ける（給与の取扱いは無給）。

※ 給与の取扱い等、基本的なものは育児のための部分休業と同じ取扱い

6 児童相談所における夜間特殊業務手当の支給について [令和8年4月1日実施]

児童相談所及び一時保護所に係る業務で、正規の勤務時間の一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)に及んで行われるものについて、夜間特殊業務手当(1勤務当たり1,320円(深夜における勤務時間が深夜の半分に満たない場合にあつては、660円)を支給する。